

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
					基点2 N 31° 27' 43" E 131° 09' 38" (鹿児島県と宮崎県との境界の基点標石) 点ア N 31° 25' 38" E 131° 05' 05" 点イ N 31° 26' 50" E 131° 06' 55" 点ウ N 31° 26' 47" E 131° 09' 00"		
鹿共第63号	第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日～12月31日	志布志市枇榔島地先	枇榔島の最大高潮時海岸線とその沖合350メートルの線によって囲まれた区域。	なし	志布志市
	志布志漁協	かき漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 なまこ漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	" " " " " "				
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " "				
鹿共第64号	第1種共同漁業	あなご漁業	1月1日～12月31日	鹿児島郡三島村竹島地先	三島村竹島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡三島村竹島
	三島村漁協	かめので漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	" " "				
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業	1月1日～12月31日				
鹿共第65号	第1種共同漁業	あなご漁業	1月1日～12月31日	鹿児島郡三島村硫黄島、新島、鶯瀬、ヤク口瀬、浅瀬の地先	1 三島村硫黄島の沖合300メートルの線及び点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク、点ケ、点コを順次に直線で結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 2 新島の最大高潮時海岸線とその沖合100メートルの線によって囲まれた区域。 3 ヤク口瀬の最大高潮時海岸線とその沖合500メートルの線によって囲まれた区域。 4 浅瀬の最大高潮時海岸線とその沖合500メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡三島村硫黄島
	三島村漁協	かめので漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	" " "				
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業	1月1日～12月31日		点の位置 点ア N 30° 48' 38" E 130° 18' 02" 点イ N 30° 48' 59" E 130° 18' 55" 点ウ N 30° 49' 08" E 130° 19' 44" 点エ N 30° 48' 55" E 130° 19' 53" 点オ N 30° 48' 39" E 130° 19' 14" 点カ N 30° 48' 18" E 130° 19' 07" 点キ N 30° 48' 01" E 130° 19' 27" 点ク N 30° 47' 30" E 130° 19' 43" 点ケ N 30° 46' 58" E 130° 19' 28" 点コ N 30° 46' 53" E 130° 19' 14"		

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第66号 三島村漁協	第1種共同漁業	あなご漁業 かめので漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " "	鹿児島郡三島村黒島地先	黒島の最大高潮時海岸線とその沖合300メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡三島村黒島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業	1月1日～12月31日				
鹿共第67号 十島村漁協	第1種共同漁業	やこうがい漁業 つたのはがい漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " "	鹿児島郡十島村口之島地先	口之島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡十島村口之島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	1月1日～12月31日 " " "				
鹿共第68号 十島村漁協	第1種共同漁業	やこうがい漁業 つたのはがい漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " "	鹿児島郡十島村中之島地先	中之島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、中之島港の防波堤(西)東端と防波堤(南)西端を結ぶ線及び防波堤(南)東端から真方位77度の線と陸岸との交点によって囲まれた区域を除く。	なし	鹿児島郡十島村中之島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	1月1日～12月31日 " " "				
鹿共第69号 十島村漁協	第1種共同漁業	やこうがい漁業 つたのはがい漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 " " "	鹿児島郡十島村臥蛇島地先	臥蛇島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡十島村口之島中之島平島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚建網漁業 雑魚かご網漁業 雑魚追込網漁業 あさひかにかかり網漁業	1月1日～12月31日 " " "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第70号	第1種共同漁業	やこうがい 漁業 つたのはがい 漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	鹿児島郡 十島村平 島地先	平島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 十島村 平島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
鹿共第71号	第1種共同漁業	やこうがい 漁業 つたのはがい 漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	鹿児島郡 十島村諏 訪之瀬島 地先	諏訪之瀬島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 十島村 諏訪之瀬 島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
鹿共第72号	第1種共同漁業	やこうがい 漁業 つたのはがい 漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	鹿児島郡 十島村悪 石島地先	悪石島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 十島村 悪石島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
鹿共第73号	第1種共同漁業	やこうがい 漁業 つたのはがい 漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	鹿児島郡 十島村小 宝島及び 小島地先	小宝島及び小島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 十島村 小宝島
	第2種共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業	1月1日～ 12月31日 "				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
		雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 "				
鹿共 第74号	第1種 共同漁業  十島村漁協	やこうがい 漁業 つたのはがい 漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	鹿児島郡 十島村宝 島地先	宝島の最大高潮時海岸線とその沖合1,000メートルの 線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 十島村 宝島
		いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
	第2種 共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
		いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
鹿共 第75号	第1種 共同漁業  十島村漁協	やこうがい 漁業 つたのはがい 漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "	鹿児島郡 十島村横 当島及び 上ノ根島 地先	横当島及び上ノ根島の最大高潮時海岸線とその沖 合1,000メートルの線によって囲まれた区域。	なし	鹿児島郡 十島村 宝島
		いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
	第2種 共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
		いせえび雑魚 建網漁業 雑魚かご網 漁業 雑魚追込網 漁業 あさひかにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
鹿共 第76号	第1種 共同漁業  宇治漁連	てんぐさ漁業 とさかのり 漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 あなご漁業 かめので漁業 たこ漁業 なまこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " "	宇治群島 の家島, チヨジ 島, 向島 西立神 島, 雀島 地先	宇治群島の家島, チヨジ島, 向島, 西立神島及び 雀島の最大高潮時海岸線及びその沖合500メートルの線 によって囲まれた区域。	なし	長島町 出水市 阿久根市 薩摩川内 市, いち き串木野 市, 日置 市, 南さ つま市, 南九州 市, 枕崎 市, 指宿 市(旧指 宿市の南 部を除く), 西 之表市
		雑魚追込網 漁業 雑魚磯建網 漁業 きびなご碇止 刺網漁業 かにかかり網 漁業 いか雑魚かご 網漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " "				
	第2種 共同漁業	雑魚追込網 漁業 雑魚磯建網 漁業 きびなご碇止 刺網漁業 かにかかり網 漁業 いか雑魚かご 網漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " "				
		雑魚追込網 漁業 雑魚磯建網 漁業 きびなご碇止 刺網漁業 かにかかり網 漁業 いか雑魚かご 網漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " "				

## (つきいそ漁業)

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
鹿共 第501号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～ 12月31日	いちき串 木野市 羽島崎沖 合	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域。  点の位置 点ア N 31° 44' 13" E 130° 10' 42" 点イ N 31° 43' 53" E 130° 10' 41" 点ウ N 31° 43' 54" E 130° 09' 44" 点エ N 31° 44' 14" E 130° 09' 45"	なし	いちき串 木野市羽 島
		羽島漁協					
鹿共 第502号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～ 12月31日	いちき串 木野市 本浦沖合 (高松曾 根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲 まれた区域。  点の位置 点ア N 31° 41' 08" E 130° 12' 09"	なし	いちき串 木野市本 浦
		串木野市漁協					
鹿共 第503号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～ 12月31日	いちき串 木野市 本浦沖合 (沖ノ摺山 曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲 まれた区域。  点の位置 点ア N 31° 40' 26" E 130° 12' 26"	なし	いちき串 木野市本 浦
		串木野市漁協					
鹿共 第504号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～ 12月31日	いちき串 木野市 本浦沖合 (へた摺山 曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲 まれた区域。  点の位置 点ア N 31° 41' 23" E 130° 12' 52"	なし	いちき串 木野市 本浦
		串木野市漁協					
鹿共 第505号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～ 12月31日	いちき串 木野市 島平沖合 (沖ノクリ ト曾根三 六曾根)	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域。  点の位置 点ア N 31° 40' 49" E 130° 12' 03" 点イ N 31° 40' 26" E 130° 12' 01" 点ウ N 31° 40' 25" E 130° 12' 37" 点エ N 31° 40' 48" E 130° 12' 37"	なし	いちき串 木野市島 平
		県漁協 島平支所					
鹿共 第506号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～ 12月31日	いちき串 木野市 本浦、島 平沖合	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次 に直線で結んだ線によって囲まれた区域。  点の位置 点ア N 31° 42' 02" E 130° 13' 01" 点イ N 31° 40' 10" E 130° 14' 56" 点ウ N 31° 40' 39" E 130° 15' 35" 点エ N 31° 41' 24" E 130° 14' 19" 点オ N 31° 42' 36" E 130° 13' 16"	なし	いちき串 木野市本 浦、島平
		串木野市漁協 県漁協島平 支所					
鹿共 第507号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～ 12月31日	いちき串 木野市 島平沖合 (上のアジ 曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲 まれた区域。  点の位置 点ア N 31° 40' 46" E 130° 13' 26"	なし	いちき串 木野市島 平
		県漁協島平支所					
鹿共 第508号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～ 12月31日	いちき串 木野市 (旧市来 町)沖合 (みなと 曾根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲 まれた区域。  点の位置 点ア N 31° 40' 09" E 130° 15' 12"	なし	いちき串 木野市 (旧市来 町の区 域)
		市来町漁協					
鹿共 第509号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～ 12月31日	いちき串 木野市 (旧市来 町)沖合 (中港曾 根)	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲 まれた区域。  点の位置 点ア N 31° 39' 40" E 130° 14' 55"	なし	いちき串 木野市 (旧市来 町の区 域)
		市来町漁協					

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第510号 市来町漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市(旧市来町)沖合(漁場曾根)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 39' 36" E 130° 15' 09"	なし	いちき串木野市(旧市来町の区域)
鹿共第511号 市来町漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市(旧市来町)沖合(大鍋下曾根)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 38' 39" E 130° 15' 23"	なし	いちき串木野市(旧市来町の区域)
鹿共第512号 市来町漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	日いちき串木野市(旧市来町)沖合(とく曾根)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 37' 56" E 130° 15' 27"	なし	いちき串木野市(旧市来町の区域)
鹿共第513号 市来町漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市(旧市来町)沖合(おへ曾根)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 38' 55" E 130° 15' 13"	なし	いちき串木野市(旧市来町の区域)
鹿共第514号 市来町漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	いちき串木野市(旧市来町)沖合(県曾根)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 38' 04" E 130° 14' 13"	なし	いちき串木野市(旧市来町の区域)
鹿共第515号 加世田漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(のぼり瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 29' 59" E 130° 14' 16"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第516号 加世田漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(沖の瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 29' 53" E 130° 13' 32"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第517号 加世田漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(大福瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 28' 46" E 130° 13' 09"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第518号 加世田漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(沖のせんと)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 29' 07" E 130° 13' 38"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第519号 加世田漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(三竜瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 29' 03" E 130° 14' 05"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第520号 加世田漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(下のセト瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 29' 01" E 130° 14' 52"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第521号 加世田漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(もと瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 28' 27" E 130° 16' 11"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第522号 加世田漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(かみの瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 28' 16" E 130° 14' 33"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第523号 加世田漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(中の瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 28' 05" E 130° 14' 03"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第524号 加世田漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南さつま市(旧加世田市)沖合(みつけ瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 27' 35" E 130° 13' 48"	なし	南さつま市(旧加世田市の区域)
鹿共第525号 かいゑい漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南九州市(旧穎娃町)沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 13' 01" E 130° 29' 10"	なし	南九州市(旧穎娃町の区域)、指宿市(旧開聞町の区域)
鹿共第526号 かいゑい漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南九州市(旧穎娃町)地先(か瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 12' 06" E 130° 29' 33"	なし	南九州市(旧穎娃町の区域)、指宿市(旧開聞町の区域)
鹿共第527号 かいゑい漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市開聞十町入野地先(マカ瀬)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 11' 59" E 130° 30' 25"	なし	南九州市(旧穎娃町の区域)、指宿市(旧開聞町の区域)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第528号 かいゑい漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市開闢十町花瀬崎沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 11' 35" E 130° 30' 02"	なし	南九州市(旧穎娃町の区域)、指宿市(旧開闢町の区域)
鹿共第529号 山川町漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市(旧山川町)沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 09' 32" E 130° 36' 49"	なし	指宿市(旧山川町の区域)
鹿共第530号 山川町漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市山川福元竹山沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 11' 10" E 130° 39' 03"	なし	指宿市(旧山川町の区域)
鹿共第531号 指宿漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市十二町道ノ尻沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 13' 07" E 130° 40' 57"	なし	指宿市(今和泉・旧山川町・旧開闢町を除く)
鹿共第532号 指宿漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市東方瀧口沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 14' 58" E 130° 40' 58"	なし	指宿市(今和泉・旧山川町・旧開闢町を除く)
鹿共第533号 指宿漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市東方田良沖合(大野岳)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 15' 36" E 130° 40' 54"	なし	指宿市(今和泉・旧山川町・旧開闢町を除く)
鹿共第534号 指宿漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市岩本沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 17' 55" E 130° 37' 18"	なし	指宿市今和泉
鹿共第535号 指宿漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市岩本沖合(方塊)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 18' 13" E 130° 36' 55"	なし	指宿市今和泉
鹿共第536号 指宿漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市岩本沖合(金吉丸)	点Aを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 18' 21" E 130° 36' 27"	なし	指宿市今和泉
鹿共第537号 指宿漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市岩本沖合(三好丸)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 18' 36" E 130° 36' 14"	なし	指宿市今和泉



漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第538号 指宿漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	指宿市 岩本麓沖合 (西園丸)	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 18' 40" E 130° 36' 00"	なし	指宿市 今和泉
鹿共第539号 県漁協 喜入町支所	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市 喜入生見町生見地先	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 19' 39" E 130° 35' 11"	なし	鹿児島市 (旧喜入町の区域)
鹿共第540号 県漁協 喜入町支所	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市 喜入前之浜町鈴地先	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 20' 15" E 130° 34' 40"	なし	鹿児島市 (旧喜入町の区域)
鹿共第541号 県漁協 喜入町支所	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市 喜入前之浜町地先	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 21' 33" E 130° 34' 27"	なし	鹿児島市 (旧喜入町の区域)
鹿共第542号 県漁協 喜入町支所	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市 喜入町仮屋崎沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 22' 01" E 130° 34' 41"	なし	鹿児島市 (旧喜入町の区域)
鹿共第543号 県漁協 喜入町支所	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市 喜入中名町中名沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 24' 27" E 130° 32' 58"	なし	鹿児島市 (旧喜入町の区域)
鹿共第544号 県漁協 喜入町支所	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市 喜入瀬々串町瀬々串沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 25' 31" E 130° 31' 54"	なし	鹿児島市 (旧喜入町の区域)
鹿共第545号 鹿児島市漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市 磯沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 36' 52" E 130° 34' 39"	なし	鹿児島市 (旧谷山市・旧東桜島村・旧桜島町・旧喜入町の区域を除く)
鹿共第546号 牛根漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市 牛根境沖合	点Aを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 37' 14" E 130° 47' 38"	なし	垂水市 牛根

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第547号 牛根漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市牛根浮津沖合	点Aを中心とする半径250メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 36' 03" E 130° 45' 59"	なし	垂水市牛根
鹿共第548号 東桜島漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市野尻港沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 33' 18" E 130° 37' 18"	なし	鹿児島市(旧東桜島村の区域)
鹿共第549号 東桜島漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿児島市東桜島町湯之地先	点Aを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 33' 04" E 130° 37' 40"	なし	鹿児島市(旧東桜島村の区域)
鹿共第550号 垂水市漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市海潟沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 31' 33" E 130° 41' 47"	なし	垂水市(牛根を除く)
鹿共第551号 垂水市漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市本城川河口沖合	点Aを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 28' 59" E 130° 40' 52"	なし	垂水市(牛根を除く)
鹿共第552号 垂水市漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市諏訪沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 26' 50" E 130° 43' 45"	なし	垂水市(牛根を除く)
鹿共第553号 垂水市漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市諏訪沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 26' 14" E 130° 43' 41"	なし	垂水市(牛根を除く)
鹿共第554号 垂水市漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	垂水市大都沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 26' 19" E 130° 44' 09"	なし	垂水市(牛根を除く)
鹿共第555号 鹿屋市漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市古江町沖合	点Aを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 23' 05" E 130° 46' 00"	なし	鹿屋市古江町
鹿共第556号 鹿屋市漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市古江町沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 22' 32" E 130° 46' 07"	なし	鹿屋市古江町
鹿共第557号 鹿屋市漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市天神沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 22' 31" E 130° 46' 27"	なし	鹿屋市古江町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第558号 鹿屋市漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの線によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 21' 17" E 130° 46' 17"	なし	鹿屋市高須町
鹿共第559号 鹿屋市漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 21' 06" E 130° 46' 13"	なし	鹿屋市高須町
鹿共第560号 鹿屋市漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 20' 21" E 130° 46' 33"	なし	鹿屋市高須町
鹿共第561号 鹿屋市漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 20' 10" E 130° 46' 41"	なし	鹿屋市高須町
鹿共第562号 鹿屋市漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの線によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 20' 04" E 130° 46' 23"	なし	鹿屋市高須町
鹿共第563号 鹿屋市漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	鹿屋市高須町地先	点Aを中心とする半径150メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 19' 48" E 130° 46' 59"	なし	鹿屋市高須町
鹿共第564号 県漁協佐多岬支所	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	南大隅町佐多馬籠尾波瀬沖合	点Aを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 02' 33" E 130° 40' 11"	なし	南大隅町(旧佐多町佐多岬の区域)
鹿共第565号 高山漁協	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日～12月31日	肝付町波見東風泊地先	点Aを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域。 点の位置 点A N 31° 21' 24" E 131° 04' 56"	なし	肝付町(旧高山町の区域)

## (飼付漁業)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第1001号 甑島漁協	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年1月31日	薩摩川内市里町沖合(前の曾根)	点アを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 50' 05" E 129° 57' 14"	なし	薩摩川内市里町村の区域
鹿共第1002号 甑島漁協	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年1月31日	薩摩川内市里町沖合(ゴットイ曾根)	点アを中心とする半径100メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 52' 34" E 129° 56' 52"	なし	薩摩川内市里町の区域
鹿共第1003号 甑島漁協	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～12月31日	薩摩川内市鹿島町円崎北地先	点アを中心とする半径200メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 48' 04" E 129° 47' 10"	なし	薩摩川内市鹿島町の区域
鹿共第1004号 坊泊漁協	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年1月31日	南さつま市坊津町坊泊沖合	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 16' 02" E 130° 12' 24"	なし	南さつま市坊津町坊泊
鹿共第1005号 かいゑい漁協	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	8月1日～翌年2月末日	指宿市開聞川尻沖合	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 09' 31" E 130° 32' 48"	なし	南九州市(旧頼娃町の区域)及び指宿市(旧開聞町の区域)
鹿共第1006号 山川町漁協	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	指宿市(旧山川町)沖合(がしが瀬)	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 08' 37" E 130° 35' 56"	なし	指宿市(旧山川町の区域)
鹿共第1007号 山川町漁協	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	指宿市(旧山川町)沖合(カン瀬)	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 07' 45" E 130° 37' 04"	なし	指宿市(旧山川町の区域)
鹿共第1008号 山川町漁協	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	指宿市山川福元金比羅ノ鼻地先	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 10' 59" E 130° 40' 02"	なし	指宿市(旧山川町の区域)
鹿共第1009号 指宿漁協	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年1月31日	指宿市東方沖合(田良曾根)	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 15' 58" E 130° 42' 34"	なし	指宿市(今和泉・旧山川町・旧開聞町を除く)
鹿共第1010号 指宿漁協	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年1月31日	指宿市知林島北方沖合(そら曾根)	点アを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 17' 45" E 130° 41' 07"	なし	指宿市(今和泉・旧山川町・旧開聞町を除く)

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第1011号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	南大隅町佐多伊座敷沖合	点Aを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点Aの位置 点A N 31° 08' 09" E 130° 40' 28"	なし	南大隅町佐多伊座敷
		県漁協佐多支所					
鹿共第1012号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	南大隅町佐多島泊沖合	点Aを中心とする半径300メートルの円によって囲まれた区域 点Aの位置 点A N 31° 03' 40" E 130° 40' 12"	なし	南大隅町佐多伊座敷
		県漁協佐多支所					
鹿共第1013号	第3種共同漁業	ぶり飼付漁業	9月1日～翌年2月末日	南大隅町佐多馬籠大泊沖合	点Aを中心とする半径500メートルの円によって囲まれた区域 点Aの位置 点A N 31° 00' 10" E 130° 41' 34"	なし	南大隅町(旧佐多町佐多岬の区域)
		県漁協佐多岬支所					
鹿共第1014号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(下長瀬)	点Aを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点Aの位置 点A N 31° 37' 20" E 129° 42' 03"	なし	薩摩川内市下甑町手打
		甑島漁協					
鹿共第1015号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(長瀬)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 37' 19" E 129° 41' 39"	なし	薩摩川内市下甑町手打
		甑島漁協					
鹿共第1016号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先地先(まい瀬)	点Aを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点Aの位置 点A N 31° 37' 19" E 129° 41' 33"	なし	薩摩川内市下甑町手打
		甑島漁協					
鹿共第1017号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(灯台下)	点Aを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点Aの位置 点A N 31° 37' 17" E 129° 41' 20"	なし	薩摩川内市下甑町手打
		甑島漁協					
鹿共第1018号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(めい瀬)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 37' 19" E 129° 41' 08"	なし	薩摩川内市下甑町手打
		甑島漁協					
鹿共第1019号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(赤鼻)	点Aを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点Aの位置 点A N 31° 37' 20" E 129° 41' 04"	なし	薩摩川内市下甑町手打
		甑島漁協					
鹿共第1020号	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(釣掛)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 37' 27" E 129° 40' 57"	なし	薩摩川内市下甑町手打
		甑島漁協					

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第1021号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(横瀬)	点Aを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点A N 31° 38' 05" E 129° 40' 03"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1022号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(平瀬)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 38' 02" E 129° 39' 55"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1023号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(野崎)	点Aを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点A N 31° 37' 55" E 129° 39' 52"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1024号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(ナベ)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 37' 56" E 129° 39' 52"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1025号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(下村瀬)	点Aを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点A N 31° 39' 00" E 129° 39' 34"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1026号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(二つ張)	点Aを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点A N 31° 38' 57" E 129° 39' 29"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1027号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(上村瀬)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 39' 08" E 129° 39' 33"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1028号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(早崎のまい瀬)	点Aを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点A N 31° 39' 28" E 129° 39' 27"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1029号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(早崎)	点Aを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点A N 31° 39' 33" E 129° 39' 27"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1030号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町手打地先(赤瀬)	点Iを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点I N 31° 39' 36" E 129° 39' 35"	なし	薩摩川内市下甑町手打
鹿共第1031号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町片野浦地先(飛瀬)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 40' 02" E 129° 40' 29"	なし	薩摩川内市下甑町片野浦

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第1032号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町片野浦地先(瓜張)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 40' 05" E 129° 40' 38"	なし	薩摩川内市下甑町片野浦
鹿共第1033号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町瀬々野浦地先(双子)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 05" E 129° 41' 09"	なし	薩摩川内市下甑町片野浦
鹿共第1034号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町瀬々野浦地先(ハナレ)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 41' 28" E 129° 41' 13"	なし	薩摩川内市下甑町瀬々野浦
鹿共第1035号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町瀬々野浦地先(黒瀬)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 38" E 129° 41' 29"	なし	薩摩川内市下甑町瀬々野浦
鹿共第1036号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町瀬々野浦地先(コマガ針)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 41' 59" E 129° 41' 23"	なし	薩摩川内市下甑町瀬々野浦
鹿共第1037号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町瀬々野浦地先(沖瀬)	チョウ瀬の最大高潮時海岸線とその沖合30メートルの線によって囲まれた区域	なし	薩摩川内市下甑町瀬々野浦
鹿共第1038号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町瀬々野浦地先(針)	点アと点イを結んだ線、点ウと点エを結んだ線、最大高潮時海岸線及びその沖合30メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 22" E 129° 41' 48" 点イ N 31° 42' 22" E 129° 41' 49" 点ウ N 31° 42' 20" E 129° 41' 43" 点エ N 31° 42' 21" E 129° 41' 44"	なし	薩摩川内市下甑町瀬々野浦
鹿共第1039号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町瀬々野浦地先(神合)	点アと点イを結んだ線、点ウと点エを結んだ線、最大高潮時海岸線及びその沖合30メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 42' 47" E 129° 42' 01" 点イ N 31° 42' 46" E 129° 42' 00" 点ウ N 31° 42' 41" E 129° 42' 04" 点エ N 31° 42' 41" E 129° 42' 03"	なし	薩摩川内市下甑町瀬々野浦
鹿共第1040号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町瀬々野浦地先(浦瀬)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 00" E 129° 41' 53"	なし	薩摩川内市下甑町瀬々野浦

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区
鹿共第1041号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町瀬々野浦地先(船瓦)	基点を中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点の位置 基点 N 31° 43' 02" E 129° 41' 58"	なし	薩摩川内市下甑町瀬々野浦
鹿共第1042号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町瀬々野浦地先(下/鍬之柄)	点アを中心とする半径30メートルの円及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 43' 24" E 129° 42' 25"	なし	薩摩川内市下甑町瀬々野浦
鹿共第1043号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町瀬々野浦地先(立髪)	立髪の最大高潮時海岸線及びその沖合30メートルの線によって囲まれた区域	なし	薩摩川内市下甑町瀬々野浦
鹿共第1044号 甑島漁協	第3種共同漁業	めじな飼付漁業	11月1日～翌年3月31日	薩摩川内市下甑町瀬々野浦地先(大カブ瀬)	大カブ瀬の最大高潮時海岸線及びその沖合30メートルの線によって囲まれた区域	なし	薩摩川内市下甑町瀬々野浦



1 鹿児島海区  
 (2) 区画漁業  
 ア 魚類養殖業

漁場 番号	漁業の種 類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	条 件		関係 地区
						いけす (8メー トル× 8メー トル) の 数の最 高限度		
鹿 特 区 魚 第 1 号  東町漁協	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 サキナシ 口鼻地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 17' 47" E 130° 13' 50" 点イ N 32° 17' 46" E 130° 13' 47" 点ウ N 32° 17' 48" E 130° 13' 45" 点エ N 32° 17' 51" E 130° 13' 47"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	19台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第 2 号  東町漁協	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島御所浦 引地テナ アジロ地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 17' 33" E 130° 13' 55" 点イ N 32° 17' 34" E 130° 13' 58" 点ウ N 32° 17' 44" E 130° 13' 46" 点エ N 32° 17' 38" E 130° 13' 45"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	46台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第 3 号  東町漁協	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島柏栗地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 15' 42" E 130° 14' 10" 点イ N 32° 15' 45" E 130° 14' 15" 点ウ N 32° 15' 44" E 130° 14' 20" 点エ N 32° 15' 40" E 130° 14' 21" 点オ N 32° 15' 37" E 130° 14' 17"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	10台 (但し, 4月1 日から 12月31 日の間 は4台)	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第 4 号  東町漁協	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島幣串前 島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 15' 00" E 130° 13' 52" 点イ N 32° 15' 14" E 130° 14' 03" 点ウ N 32° 15' 30" E 130° 13' 37" 点エ N 32° 15' 18" E 130° 13' 24"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	371台 (但し, 4月1 日から 12月31 日の間 は248 台)	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第 5 号  東町漁協	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	4月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島赤瀬地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域  点の位置 点ア N 32° 14' 54" E 130° 12' 49" 点イ N 32° 14' 53" E 130° 12' 43" 点ウ N 32° 15' 01" E 130° 12' 41" 点エ N 32° 15' 01" E 130° 12' 38" 点オ N 32° 15' 14" E 130° 12' 43" 点カ N 32° 15' 12" E 130° 12' 34"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	47台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚第6号	第1種 区画漁業 東町漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	4月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島鶴瀬地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 15' 39" E 130° 12' 36" 点イ N 32° 15' 39" E 130° 12' 30" 点ウ N 32° 15' 45" E 130° 12' 30" 点エ N 32° 15' 45" E 130° 12' 36"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	49台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚第7号	第1種 区画漁業 東町漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	4月1日 から12月 31日	出水郡長 島町獅子 島片側南 長瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 15' 53" E 130° 12' 35" 点イ N 32° 15' 52" E 130° 12' 29" 点ウ N 32° 15' 59" E 130° 12' 29" 点エ N 32° 15' 59" E 130° 12' 35"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	33台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚第8号	第1種 区画漁業 東町漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 黒崎浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 15' 28" E 130° 10' 30" 点イ N 32° 15' 23" E 130° 10' 33" 点ウ N 32° 15' 25" E 130° 10' 39" 点エ N 32° 15' 31" E 130° 10' 36"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	38台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚第9号	第1種 区画漁業 東町漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 白瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点才, 点力, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域  点の位置 点ア N 32° 14' 40.4" E 130° 09' 51.3" 点イ N 32° 14' 36" E 130° 09' 53.5" 点ウ N 32° 14' 31" E 130° 09' 52" 点エ N 32° 14' 42" E 130° 09' 48" 点才 N 32° 14' 46" E 130° 09' 50" 点力 N 32° 14' 45" E 130° 09' 56" 点キ N 32° 14' 42" E 130° 09' 55"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	9台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚第10号	第1種 区画漁業 東町漁協 団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 乳ノ瀬戸 口地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 33" E 130° 10' 02" 点イ N 32° 13' 36" E 130° 09' 58" 点ウ N 32° 13' 33" E 130° 09' 53" 点エ N 32° 13' 30" E 130° 09' 57"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	25台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚 第11号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町三船 長瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲 まれた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 33" E 130° 09' 35" 点イ N 32° 13' 34" E 130° 09' 40" 点ウ N 32° 13' 56" E 130° 09' 28" 点エ N 32° 13' 54" E 130° 09' 23" 点オ N 32° 13' 44" E 130° 09' 28" 点カ N 32° 13' 40" E 130° 09' 24" 点キ N 32° 13' 36" E 130° 09' 31"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	97台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協							
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第12号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 三船立石 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 05" E 130° 09' 03" 点イ N 32° 13' 04" E 130° 08' 53" 点ウ N 32° 13' 24" E 130° 08' 48" 点エ N 32° 13' 25" E 130° 08' 58"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	67台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協							
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第13号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 辰の鼻地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 12' 58" E 130° 08' 45" 点イ N 32° 12' 56" E 130° 08' 39" 点ウ N 32° 12' 41" E 130° 08' 45" 点エ N 32° 12' 43" E 130° 08' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	81台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協							
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第14号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浦底 福ノ浦大 平地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 12' 21" E 130° 09' 09" 点イ N 32° 12' 18" E 130° 09' 06" 点ウ N 32° 12' 23" E 130° 08' 57" 点エ N 32° 12' 29" E 130° 08' 52" 点オ N 32° 12' 31" E 130° 08' 53"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	62台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協							
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第15号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 葛輪地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 15' 12" E 130° 11' 10" 点イ N 32° 15' 11" E 130° 11' 12" 点ウ N 32° 14' 59" E 130° 11' 05" 点エ N 32° 14' 55" E 130° 10' 57" 点オ N 32° 15' 02" E 130° 10' 49" 点カ N 32° 15' 06" E 130° 10' 57" 点キ N 32° 15' 06" E 130° 11' 00" 点ク N 32° 15' 10" E 130° 11' 05"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	125台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
	東町漁協							
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚 第16号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 チゴン鼻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 14' 55" E 130° 10' 43" 点イ N 32° 14' 56" E 130° 10' 53" 点ウ N 32° 14' 50" E 130° 10' 52" 点エ N 32° 14' 50" E 130° 10' 41"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	39台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚 第17号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 本浦木ノ 根地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 14' 47" E 130° 10' 38" 点イ N 32° 14' 48" E 130° 10' 49" 点ウ N 32° 14' 36" E 130° 10' 45" 点エ N 32° 14' 38" E 130° 10' 39" 点オ N 32° 14' 43" E 130° 10' 39"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	52台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚 第18号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 本浦保育 園下地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 14' 20" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 14' 19" E 130° 10' 43" 点ウ N 32° 14' 23" E 130° 10' 44" 点エ N 32° 14' 25" E 130° 10' 40"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	2台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚 第19号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日か ら12月31 日	出水郡長 島町本浦 野島北地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 14' 41" E 130° 11' 15" 点イ N 32° 14' 56" E 130° 11' 15" 点ウ N 32° 14' 53" E 130° 11' 01" 点エ N 32° 14' 48" E 130° 10' 56" 点オ N 32° 14' 38" E 130° 11' 01"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	111台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚 第20号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町野島 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によ って囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 14' 35" E 130° 10' 56" 点イ N 32° 14' 39" E 130° 10' 53" 点ウ N 32° 14' 29" E 130° 10' 48" 点エ N 32° 14' 26" E 130° 10' 48" 点オ N 32° 14' 20" E 130° 10' 50" 点カ N 32° 14' 21" E 130° 10' 53" 点キ N 32° 14' 27" E 130° 10' 51" 点ク N 32° 14' 30" E 130° 10' 52"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	28台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第21号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町伊唐 島板ノ浦 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 49" E 130° 11' 44" 点イ N 32° 13' 57" E 130° 11' 30" 点ウ N 32° 13' 41" E 130° 11' 22" 点エ N 32° 13' 31" E 130° 11' 21" 点オ N 32° 13' 31" E 130° 11' 28" 点カ N 32° 13' 38" E 130° 11' 35" 点キ N 32° 13' 42" E 130° 11' 44"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	83台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
鹿特区 魚 第22号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町伊唐 島伊唐湾	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 12' 44" E 130° 12' 03" 点イ N 32° 12' 48" E 130° 12' 05" 点ウ N 32° 12' 43" E 130° 12' 14" 点エ N 32° 12' 40" E 130° 12' 12"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	11台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
鹿特区 魚 第23号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町伊唐 島えびす 前地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 12' 32" E 130° 12' 16" 点イ N 32° 12' 34" E 130° 12' 14" 点ウ N 32° 12' 25" E 130° 12' 09" 点エ N 32° 12' 23" E 130° 12' 12" 点オ N 32° 12' 27" E 130° 12' 15"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	19台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
鹿特区 魚 第24号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 つぶら崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 50" E 130° 10' 39" 点イ N 32° 13' 54" E 130° 10' 40" 点ウ N 32° 13' 53" E 130° 10' 31" 点エ N 32° 13' 49" E 130° 10' 30"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	38台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
鹿特区 魚 第25号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町諸浦 竹島末島 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク, 点ケ, 点コ及び点アを順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 44" E 130° 10' 58" 点イ N 32° 13' 44" E 130° 10' 50" 点ウ N 32° 13' 51" E 130° 10' 47" 点エ N 32° 14' 12" E 130° 10' 53" 点オ N 32° 14' 19" E 130° 11' 09" 点カ N 32° 14' 28" E 130° 11' 12" 点キ N 32° 14' 26" E 130° 11' 21" 点ク N 32° 13' 59" E 130° 11' 19" 点ケ N 32° 13' 51" E 130° 11' 06" 点コ N 32° 13' 50" E 130° 11' 00"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	532台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚 第26号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町薄井 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域  点の位置 点ア N 32° 13' 24" E 130° 10' 36" 点イ N 32° 13' 25" E 130° 10' 39" 点ウ N 32° 13' 22" E 130° 10' 40" 点エ N 32° 13' 17" E 130° 10' 52" 点オ N 32° 13' 12" E 130° 10' 57" 点カ N 32° 13' 09" E 130° 10' 54" 点キ N 32° 13' 20" E 130° 10' 36"	漁具郡の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	92台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
鹿特区 魚 第27号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町鷹巢 宮之浦白 拍子地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 12' 33" E 130° 11' 14" 点イ N 32° 12' 37" E 130° 11' 21" 点ウ N 32° 12' 23" E 130° 11' 29" 点エ N 32° 12' 19" E 130° 11' 20"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	84台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
鹿特区 魚 第28号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町鷹巢 宮之浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 12' 15" E 130° 11' 24" 点イ N 32° 12' 15" E 130° 11' 32" 点ウ N 32° 12' 06" E 130° 11' 33" 点エ N 32° 12' 05" E 130° 11' 25"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	43台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
鹿特区 魚 第29号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町鷹巢 宮之浦崩 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 11' 56" E 130° 11' 45" 点イ N 32° 12' 01" E 130° 11' 50" 点ウ N 32° 12' 05" E 130° 11' 42" 点エ N 32° 12' 01" E 130° 11' 37"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	4台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区
鹿特区 魚 第30号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町川床 京泊, 塩 追地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 10' 05" E 130° 11' 30" 点イ N 32° 10' 08" E 130° 11' 21" 点ウ N 32° 10' 35" E 130° 11' 32" 点エ N 32° 10' 33" E 130° 11' 41"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	55台	出水 郡長 島町 の旧 東町 の地 区

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚 第31号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町加世 堂丸岡阜 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 07' 46" E 130° 10' 31" 点イ N 32° 07' 46" E 130° 10' 30" 点ウ N 32° 07' 40" E 130° 10' 33" 点エ N 32° 07' 40" E 130° 10' 34"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	1台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚 第32号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町田尻 西大崎地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 05' 25" E 130° 08' 03" 点イ N 32° 05' 30" E 130° 08' 14" 点ウ N 32° 05' 25" E 130° 08' 16" 点エ N 32° 05' 20" E 130° 08' 05"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 33号と 合わせ て26台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚 第33号	第1種 区画漁業  東町漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町田尻 多々羅島 西地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 05' 32" E 130° 08' 23" 点イ N 32° 05' 07" E 130° 07' 36" 点ウ N 32° 04' 43" E 130° 08' 43"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 32号と 合わせ て26台	出水郡長 島町の旧 東町の地 区
鹿特区 魚 第34号	第1種 区画漁業  北さつま漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町口之 福浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 12' 37" E 130° 08' 36" 点イ N 32° 12' 39" E 130° 08' 39" 点ウ N 32° 12' 44" E 130° 08' 35" 点エ N 32° 12' 42" E 130° 08' 32"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	8台	出水郡長 島町の旧 長島町 の地区
鹿特区 魚 第35号	第1種 区画漁業  北さつま漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町茅屋 小島元地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 12' 54" E 130° 08' 08" 点イ N 32° 12' 59" E 130° 08' 04" 点ウ N 32° 12' 56" E 130° 08' 26.5" 点エ N 32° 12' 46" E 130° 08' 32" 点オ N 32° 12' 50" E 130° 08' 24"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	64台	出水郡長 島町の旧 長島町 の地区

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚 第36号	第1種 区画漁業  北さつま漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町茅屋 田竹地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 12' 49" E 130° 07' 23" 点イ N 32° 12' 52" E 130° 07' 25" 点ウ N 32° 12' 54" E 130° 07' 18" 点エ N 32° 12' 49" E 130° 07' 18"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	19台	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
鹿特区 魚 第37号	第1種 区画漁業  北さつま漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろ, ぶ り類を除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町茅屋 田竹地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 12' 47" E 130° 07' 22" 点イ N 32° 12' 49" E 130° 07' 22" 点ウ N 32° 12' 50" E 130° 07' 26" 点エ N 32° 12' 48" E 130° 07' 26"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	15台	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
鹿特区 魚 第38号	第1種 区画漁業  北さつま漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町北方 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 12' 27" E 130° 06' 35" 点イ N 32° 12' 28" E 130° 06' 34" 点ウ N 32° 12' 25" E 130° 06' 26" 点エ N 32° 12' 23" E 130° 06' 27"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	14台	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
鹿特区 魚 第39号	第1種 区画漁業  北さつま漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町浜渡 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 12' 04" E 130° 06' 49" 点イ N 32° 12' 03" E 130° 06' 48" 点ウ N 32° 12' 05" E 130° 06' 32" 点エ N 32° 12' 07" E 130° 06' 33"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	23台	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
鹿特区 魚 第40号	第1種 区画漁業  北さつま漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町温浦 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点才及び点アを順 次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 11' 45" E 130° 06' 24" 点イ N 32° 11' 45" E 130° 06' 31" 点ウ N 32° 11' 43.5" E 130° 06' 35" 点エ N 32° 11' 41" E 130° 06' 35" 点才 N 32° 11' 42" E 130° 06' 23"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	19台	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区



漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
						いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿特区 魚第41号	第1種 区画漁業  北さつま漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	出水郡長 島町温浦 高串地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 11' 40" E 130° 06' 16" 点イ N 32° 11' 42.5" E 130° 06' 16" 点ウ N 32° 11' 41" E 130° 06' 35" 点エ N 32° 11' 38" E 130° 06' 35"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	28台	出水 郡長 島町 の旧 長島 町の 地区
鹿特区 魚第42号	第1種 区画漁業  甌島漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市里町西 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域  点の位置 点ア N 31° 51' 54" E 129° 54' 10" 点イ N 31° 51' 57" E 129° 54' 16" 点ウ N 31° 51' 48" E 129° 54' 23" 点エ N 31° 51' 51" E 129° 54' 28" 点オ N 31° 51' 45" E 129° 54' 34" 点カ N 31° 51' 39" E 129° 54' 24"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	20台	薩摩 川内 市里 町
鹿特区 魚第43号	第1種 区画漁業  甌島漁協  団体漁業権	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市上甌町 中甌倉妻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 49' 35" E 129° 51' 12" 点イ N 31° 49' 30" E 129° 51' 23" 点ウ N 31° 49' 36" E 129° 51' 27" 点エ N 31° 49' 42" E 129° 51' 16"	別紙-1	236台	薩摩 川内 市上 甌町
鹿特区 魚第44号	第1種 区画漁業  甌島漁協  団体漁業権	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市上甌町 桑の浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点 キ, 点ク, 点ケ及び点アを順次に直線で結んだ 線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 50' 28" E 129° 50' 16" 点イ N 31° 50' 31" E 129° 50' 25" 点ウ N 31° 50' 47" E 129° 50' 19" 点エ N 31° 50' 59" E 129° 50' 19" 点オ N 31° 51' 02" E 129° 50' 19" 点カ N 31° 51' 02.5" E 129° 50' 15" 点キ N 31° 50' 59" E 129° 50' 14.5" 点ク N 31° 50' 59" E 129° 50' 10" 点ケ N 31° 50' 45" E 129° 50' 09"	別紙-1	539台	薩摩 川内 市上 甌町
鹿特区 魚第45号	第1種 区画漁業  甌島漁協  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市鹿島町 蘭牟田地 先	点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び点 エを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域  点の位置 点エ N 31° 46' 34" E 129° 47' 41" 点オ N 31° 46' 37" E 129° 47' 41" 点カ N 31° 46' 40" E 129° 47' 42" 点キ N 31° 46' 44" E 129° 47' 45" 点ク N 31° 46' 40" E 129° 47' 52" 点ケ N 31° 46' 31" E 129° 47' 47"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	17台	薩摩 川内 市鹿 島町

漁場番号	漁業の種類 個別漁業権又は 団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件		関係地区
						いけす (8メートル× 8メートル)の 数の最高限度		
鹿特区魚第46号	第1種区画漁業 甌島漁協 団体漁業権	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	薩摩川内市鹿島町小牟田地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 46' 02" E 129° 47' 58" 点イ N 31° 46' 03" E 129° 48' 02" 点ウ N 31° 46' 09" E 129° 47' 58" 点エ N 31° 46' 08" E 129° 47' 55"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	5台	薩摩川内市鹿島町
鹿特区魚第47号	第1種区画漁業 笠沙町漁協 団体漁業権	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	南さつま市笠沙町片浦高崎山地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 26' 40" E 130° 11' 02" 点イ N 31° 26' 55" E 130° 10' 58" 点ウ N 31° 26' 52" E 130° 10' 16" 点エ N 31° 26' 35" E 130° 10' 18"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	104台	南さつま市笠沙町片浦(野間池地区を除く)
鹿特区魚第48号	第1種区画漁業 県漁協野間池支所 団体漁業権	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	南さつま市笠沙町片浦野間池地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点イ N 31° 25' 15" E 130° 08' 15" 点ウ N 31° 25' 18" E 130° 08' 15" 点エ N 31° 25' 18" E 130° 08' 12" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿特区魚第49号と合わせて26台	南さつま市笠沙町片浦野間池
鹿特区魚第49号	第1種区画漁業 県漁協野間池支所 団体漁業権	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日から12月31日	南さつま市笠沙町片浦野間池地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点イ N 31° 25' 15" E 130° 08' 15" 点ウ N 31° 25' 18" E 130° 08' 15" 点エ N 31° 25' 18" E 130° 08' 12" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10"	別紙-2	鹿特区魚第48号と合わせて26台	南さつま市笠沙町片浦野間池
鹿特区魚第50号	第1種区画漁業 県漁協野間池支所 団体漁業権	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日	南さつま市笠沙町野間池地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 25' 11" E 130° 07' 59" 点イ N 31° 25' 09" E 130° 08' 03" 点ウ N 31° 25' 11" E 130° 08' 09" 点エ N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10" 点カ N 31° 25' 14" E 130° 08' 06" 点キ N 31° 25' 15" E 130° 08' 02"	別紙-1	鹿特区魚第51号と合わせて60台	南さつま市笠沙町片浦野間池

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル) の数の最 高限度	
鹿特区 魚 第51号	第1種 区画漁業  県漁協 野間池支所  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 野間池地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ 及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域  点の位置 点ア N 31° 25' 11" E 130° 07' 59" 点イ N 31° 25' 09" E 130° 08' 03" 点ウ N 31° 25' 11" E 130° 08' 09" 点エ N 31° 25' 13" E 130° 08' 14" 点オ N 31° 25' 17" E 130° 08' 10" 点カ N 31° 25' 14" E 130° 08' 06" 点キ N 31° 25' 15" E 130° 08' 02"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	鹿特区 魚第50 号と合 わせて 60台	南さ つま 市笠 沙町 片浦 野間 池
鹿特区 魚 第52号	第1種 区画漁業  県漁協 久志支所  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 末柏浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 及び点アを順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 19' 06" E 130° 12' 25" 点イ N 31° 19' 06" E 130° 12' 31" 点ウ N 31° 18' 57" E 130° 12' 25"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第53 号と合 わせて 60台	南さ つま 市坊 津町 久志
鹿特区 魚 第53号	第1種 区画漁業  県漁協 久志支所  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 末柏浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 19' 06" E 130° 12' 31" 点イ N 31° 19' 06" E 130° 12' 37" 点ウ N 31° 18' 57" E 130° 12' 37" 点エ N 31° 18' 57" E 130° 12' 25"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第52 号と合 わせて 60台	南さ つま 市坊 津町 久志
鹿特区 魚 第54号	第1種 区画漁業  県漁協 久志支所  団体漁業権	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 久志浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 18' 32" E 130° 13' 12" 点イ N 31° 18' 25" E 130° 13' 12" 点ウ N 31° 18' 25" E 130° 13' 04" 点エ N 31° 19' 32" E 130° 13' 04"	別紙一2	50台	南さ つま 市坊 津町 久志
鹿特区 魚 第55号	第1種 区画漁業  県漁協 久志支所  団体漁業権	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市坊津町 久志浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 18' 17" E 130° 13' 17" 点イ N 31° 18' 11" E 130° 13' 10" 点ウ N 31° 18' 16" E 130° 13' 05" 点エ N 31° 18' 21" E 130° 13' 13"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	50台	南さ つま 市坊 津町 久志

漁場番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件		関係地区
						いけす(8メートル×8メートル)の数の最高限度		
鹿特区魚第56号	第1種区画漁業 坊泊漁協 団体漁業権	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日	南さつま市丸木崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 16' 53" E 130° 13' 08" 点イ N 31° 16' 49" E 130° 13' 08" 点ウ N 31° 16' 49" E 130° 12' 57" 点エ N 31° 16' 53" E 130° 12' 57"	別紙-1	195台	南さつま市坊津町及び坊津町泊
鹿特区魚第57号	第1種区画漁業 坊泊漁協 団体漁業権	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日から12月31日	南さつま市坊津町泊峰ヶ崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 16' 38" E 130° 13' 10" 点イ N 31° 16' 43" E 130° 13' 10" 点ウ N 31° 16' 41.5" E 130° 13' 18" 点エ N 31° 16' 36.5" E 130° 13' 18"	別紙-2	30台	南さつま市坊津町及び坊津町泊
鹿特区魚第58号	第1種区画漁業 坊泊漁協 団体漁業権	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	南さつま市坊津町泊峰ヶ崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 16' 36.5" E 130° 13' 18" 点イ N 31° 16' 41.5" E 130° 13' 18" 点ウ N 31° 16' 41" E 130° 13' 21" 点エ N 31° 16' 36" E 130° 13' 21"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	3台	南さつま市坊津町及び坊津町泊
鹿特区魚第59号	第1種区画漁業 かいゑい漁協 団体漁業権	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	指宿市開聞川尻地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 10' 33.5" E 130° 33' 18" 点イ N 31° 10' 32.5" E 130° 33' 12" 点ウ N 31° 10' 31.5" E 130° 33' 12" 点エ N 31° 10' 32" E 130° 33' 17" 点オ N 31° 10' 32.5" E 130° 33' 18"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	9台	指宿市の旧開聞町地区
鹿特区魚第60号	第1種区画漁業 山川町漁協 団体漁業権	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日	指宿市山川成川崎辺田地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ、点ク及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 12' 50" E 130° 38' 09" 点イ N 31° 12' 45" E 130° 38' 12" 点ウ N 31° 12' 50" E 130° 38' 30" 点エ N 31° 12' 48" E 130° 38' 37" 点オ N 31° 12' 46" E 130° 38' 39" 点カ N 31° 12' 48" E 130° 38' 44" 点キ N 31° 12' 53" E 130° 38' 40" 点ク N 31° 12' 57" E 130° 38' 29"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	130台	指宿市の旧山川町の地区

漁場 番号	漁業の 種類 個別漁業権 又は 団体漁業権 の別	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
							いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度	
鹿特区 魚 第61号	第1種 区画漁業  指宿漁協	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	指宿市知 林島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 17' 49" E 130° 38' 45" 点イ N 31° 17' 44" E 130° 39' 22" 点ウ N 31° 17' 28" E 130° 39' 19" 点エ N 31° 17' 33" E 130° 38' 42"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第62 号と合 わせて 111台	指宿 市の 旧指 宿市 (今 和泉 地区 を除 く) の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第62号	第1種 区画漁業  指宿漁協	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	指宿市知 林島地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 17' 49" E 130° 38' 45" 点イ N 31° 17' 44" E 130° 39' 22" 点ウ N 31° 17' 28" E 130° 39' 19" 点エ N 31° 17' 33" E 130° 38' 42"	別紙-2	鹿特区 魚第61 号と合 わせて 111台	指宿 市の 旧指 宿市 (今 和泉 地区 を除 く) の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第63号	第1種 区画漁業  県漁協 喜入町支所	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日~ 12月31日	鹿児島市 喜入生見 町米倉地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 19' 56" E 130° 35' 14" 点イ N 31° 19' 49" E 130° 35' 05" 点ウ N 31° 19' 57" E 130° 34' 57" 点エ N 31° 20' 03" E 130° 35' 06"	別紙-1	72台	鹿児 島の 旧喜 入町 の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚 第64号	第1種 区画漁業  鹿児島市漁協	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 奄ヶ水地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 39' 03.5" E 130° 37' 14" 点イ N 31° 38' 03" E 130° 36' 32" 点ウ N 31° 38' 07.5" E 130° 36' 24" 点エ N 31° 39' 08" E 130° 37' 06"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第65 号及び 鹿特区 魚第66 号と合 わせて 260台	鹿児 島の 旧東 桜島 村, 旧 谷山 市, 旧 桜島 町及 び旧 喜入 町の 区域 を除 く)
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条 件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
鹿 特 区 魚 第65号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 竜ヶ水地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 38' 42" E 130° 36' 33" 点イ N 31° 38' 24" E 130° 36' 26" 点ウ N 31° 38' 27.5" E 130° 36' 17.5" 点エ N 31° 38' 45.5" E 130° 36' 24.5"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	130台	鹿児 島市 (旧 東桜 島村 、旧 谷山 市、 旧桜 島町 及び 旧喜 入町 の区 域を 除く)
	鹿児島市漁協							
鹿 特 区 魚 第66号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 竜ヶ水地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 39' 10" E 130° 36' 51" 点イ N 31° 38' 59" E 130° 36' 39" 点ウ N 31° 39' 04" E 130° 36' 33" 点エ N 31° 39' 15" E 130° 36' 45"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	130台	鹿児 島市 (旧 東桜 島村 、旧 谷山 市、 旧桜 島町 及び 旧喜 入町 の区 域を 除く)
	鹿児島市漁協							
鹿 特 区 魚 第67号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	始良市脇 元白浜地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 40' 56" E 130° 36' 42" 点イ N 31° 40' 53" E 130° 36' 55" 点ウ N 31° 41' 04" E 130° 36' 59" 点エ N 31° 41' 07" E 130° 36' 46"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	66台	始良 市の 旧始 良町 、旧 加治 木町 の地 区
	県漁協 錦海支所							
鹿 特 区 魚 第68号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市弁 天島沖小 島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 42' 16" E 130° 43' 00" 点イ N 31° 42' 19" E 130° 42' 38" 点ウ N 31° 42' 09" E 130° 42' 36" 点エ N 31° 42' 07" E 130° 43' 00"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	180台	霧島 市の 旧牟 人町 及び 旧国 分市 の地 区
	株式会社拓洋							